

総行行第76号  
令和2年3月13日

各都道府県総務部長 殿  
各指定都市総務局長 殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件の施行について

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件」（令和2年財務省告示第53号）が、令和2年3月10日付け官報第206号をもって告示されました。当該法律の規定は、同法第14条において、地方公共団体のなす契約に準用することとされておりますので、各地方公共団体におかれては、下記事項に御留意のうえ、適切な施行に格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

#### 記

1 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は、以下のとおり改正されたこと。

「年2.7パーセント」から「年2.6パーセント」とされたこと

2 1の遅延利息の率は、令和2年4月1日から適用するとされたこと。